

議案第 6 8 号

総社市手数料条例の一部改正について

総社市手数料条例（平成 1 7 年総社市条例第 5 9 号）の一部を次のとおり改正する。

令和 6 年 9 月 2 日提出

総社市長 片 岡 聡 一

提案理由

建築基準法の改正に伴い，関係条文の整備を行おうとするものである。

総社市条例第 号

総社市手数料条例の一部を改正する条例

総社市手数料条例（平成 1 7 年総社市条例第 5 9 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後			改 正 前		
別表第 3（第 2 条関係）			別表第 3（第 2 条関係）		
事務の種別	手数料を徴収する事務	手数料の金額	事務の種別	手数料を徴収する事務	手数料の金額
1 略			1 略		
2 建築基準法第7条第1項の規定に基づく完了検査及び同法第18条第20項の規定に基づく完了の通知に関する事務（同法第7条の3第1項に規定する特定工程を含む工事に係るものを除く。）	略		2 建築基準法第7条第1項の規定に基づく完了検査及び同法第18条第16項の規定に基づく完了の通知に関する事務（同法第7条の3第1項に規定する特定工程を含む工事に係るものを除く。）	略	
3 建築基準法第7条第1項の規定に基づく完了検査及び同法第18条第20項の規定に基づく完了の通知に関する事務（同法第7条の3第1項に規定する	略		3 建築基準法第7条第1項の規定に基づく完了検査及び同法第18条第16項の規定に基づく完了の通知に関する事務（同法第7条の3第1項に規定する	略	

改 正 後		改 正 前	
特定工程を含む工事に係るものに限る。)		特定工程を含む工事に係るものに限る。)	
4 建築基準法第7条の3第1項の規定に基づく中間検査及び同法第18条第28項の規定に基づく中間検査の通知に関する事務	略	4 建築基準法第7条の3第1項の規定に基づく中間検査及び同法第18条第19項の規定に基づく中間検査の通知に関する事務	略
5 建築基準法第7条の6第1項第1号若しくは第2号又は同法第18条第38項第1号若しくは第2号（これらの規定を同法第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく認定に関する事務	略	5 建築基準法第7条の6第1項第1号若しくは第2号又は同法第18条第24項第1号若しくは第2号（これらの規定を同法第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく認定に関する事務	略
6～64 略		6～64 略	
65 建築基準法第87条の4において準用する同法第7条第1項の規定に基づく完了検査及び同法第18条第20項の規定に基づく完了の通知（同法第87条の2において準用する同法第7条の3第1項に規定する特定工程を含む工事に係るものを除く。）に関する事務	略	65 建築基準法第87条の4において準用する同法第7条第1項の規定に基づく完了検査及び同法第18条第16項の規定に基づく完了の通知（同法第87条の2において準用する同法第7条の3第1項に規定する特定工程を含む工事に係るものを除く。）に関する事務	略

改 正 後		改 正 前	
66 建築基準法第87条の4において準用する同法第7条第1項の規定に基づく完了検査及び同法第18条第20項の規定に基づく完了の通知(同法第87条の4において準用する同法第7条の3第1項に規定する特定工程を含む工事に係るものに限る。)に関する事務	略	66 建築基準法第87条の4において準用する同法第7条第1項の規定に基づく完了検査及び同法第18条第16項の規定に基づく完了の通知(同法第87条の4において準用する同法第7条の3第1項に規定する特定工程を含む工事に係るものに限る。)に関する事務	略
67 建築基準法第87条の4において準用する同法第7条の3第1項及び同法第18条第28項の規定に基づく中間検査に関する事務	略	67 建築基準法第87条の4において準用する同法第7条の3第1項及び同法第18条第19項の規定に基づく中間検査に関する事務	略
68 略		68 略	
69 建築基準法第88条第1項又は同条第2項において準用する同法第7条第1項の規定に基づく完了検査及び同法第18条第20項の規定に基づく完了の通知に関する事務	略	69 建築基準法第88条第1項又は同条第2項において準用する同法第7条第1項の規定に基づく完了検査及び同法第18条第16項の規定に基づく完了の通知に関する事務	略
70 建築基準法第88条第1項において準用する同法第7条の3第1項及び同法第18条第28項の規定に基づく中	略	70 建築基準法第88条第1項において準用する同法第7条の3第1項及び同法第18条第19項の規定に基づく中	略

改正後		改正前	
間検査に関する事務		間検査に関する事務	
71～73 略		71～73 略	

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。